同意意識の申告



原制語の表で変更に対している。

期間内に

(火) ~ 3

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。確定申 告書の用紙は申告会場に用意してあります。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能です ので、積極的な利用をお願いします。詳しくは国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご協力をお願いします

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用と申告会場入り口での検温、備え付けのアルコー ル消毒液による手指消毒のご協力をお願いします。
- ・週明けや午前中、期限間近は特に混雑が予想されますので、できるだけ混雑を避けてお越しください。

■ ■ 市道民税に関すること:市民税係№ 54-2121

■■ 所得税および復興特別所得税に関すること:滝川税務署派 22-2191 または市民税係派 54-2121

所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- 営業(報酬)、不動産(アパート収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入も含む)などの各種所得が あった方
- 給与収入が 2.000 万円を超える方
- ■給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える方(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申 告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)
- 給与を2か所以上から受けている方
- 年末調整を受けていない方(令和 2 年中に中途退職した方など)
- 年金収入が 400 万円を超える方
- 年金以外の所得が 20 万円を超える方(年金に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下で確定申告が必要ない方 でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)

これらの方々以外でも確定申告の必要な場合もあります。また、令和2年中に営業を始めた方や土地や 建物を売却した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります。

市道民税の申告が必要な方

- 年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方
- 令和2年中に収入・所得がなかった方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は市道民税の申告を兼ねますので、改めて市道民税 の申告は不要です。

申告期間・受付時間・会場

【申告期間】 2月16日以~3月15日月

※土・日曜日、祝日を除く。

※還付申告は1月25日側から可能。

【受付時間】 9:00 ~ 17:00

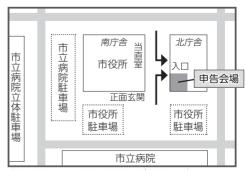
※申告書の作成には時間を要します。

<税の日曜申告> 3月7日(日)は市役所にて相 談・申告の受け付けを行い ます。

受付時間を過ぎての申告は受け付けできませんのでご了承願います。

【申告会場】

- 市道民税→市役所北庁舎 1 階会議室
- 所得税および復興特別所得税
 - → 滝川税務署 (郵送提出も可能) または市役所北庁舎 1 階会議室



◆当直室向かい側の玄関をご利用ください

申告に必要なもの

●マイナンバーカード(個人番号カード)または本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類) 市役所で申告の手続きを行うには、次の本人確認書類などの提示(原本)が必要です。

本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)

11番号確認書類

マイナンバーを確認できるもの 1 点

- マイナンバーの「通知カード」
- 住民票や住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるもの) など

※いずれも原本をお持ちください。

2身元確認書類

顔写真付き身分証明書のうち 1 点

- 運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- 在留カード 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 など

顔写真付き身分証明書の提示が困難な場合は、顔写真なし 身分証明書のうち2点

- 健康保険証 国民年金手帳
- 母子健康手帳 源泉徴収票 など

※デジタル手続法の改正に伴い、通知カードは廃止されました。通知カードに記載されている住所・氏名など が住民票と一致している方については、マイナンバーを証明する書類として利用可能ですが、住所・氏名な どに変更があった人で、通知カードの記載事項変更手続きを行っていない方は、マイナンバーを証明する書 類として利用できなくなりました。

本人が申告する場合

- ・マイナンバーカード(顔写真付)をお持ちの方は、カードのみで本人確認書類として提示可能
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、上記の本人確認書類(■番号確認書類+2身元確認書類)









マイナンバーカード

1番号確認書類+2身元確認書類

代理人の方が申告をする場合の必要書類

・親族の方が代理申告をする場合は、本人と代理人のマイナンバーカードまたは本人の**11番号確認書類**と 代理人の29元確認書類



- ・成年被後見人の方が申告する場合は、次の本人確認書類3点
 - ①代理権の確認書類
- 登記事項証明書
- ②代理人の身元確認書類 マイナンバーカードまたは②身元確認書類
- ③本人の番号確認書類
- マイナンバーカードまたは11番号確認書類

登記事項 証明書













代理人の

2身元確認書類

本人の

1番号確認書類

配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合の必要書類

・配偶者や扶養親族のマイナンバーカードまたは**11番号確認書類**など









配偶者

扶養者

●印鑑 スタンプ式は不可。□座振替による納付を希望される方は金融機関届出印が必要です。

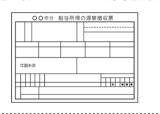
- ●確定申告書・お知らせはがき 税務署から送られてきている方。
- ●申告する方の金融機関の振込先がわかるもの(通帳の写しなど) 環付金の受け取りや□座振替による納付のため。

その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要です。コピーでの提出は受け付けられませんのでご注意くだ さい。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。

給与所得者・公的年金等受給者

●受け取ったすべての源泉徴収票





障害者控除を受ける方 ●障害者手帳など



社会保険料(※1)、生命保険料、地震保険料、寄付金(※2)などの控除を受ける方

- ●領収書、証明書
- ※ 1 国民健康保険、任意継続保険、国民年金など
- ※ 2 控除の対象となる寄付金が 2,000 円を超えた場合



住宅借入金等特別控除を受ける方(新築住宅を建てた方)

- ●住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ●家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ●土地の売買契約書の写し(住宅と一緒に敷地を取得した場合など)
- ●家屋の登記事項証明書(法務局発行の全部事項証明書)
- ◉土地の登記事項証明書(住宅と一緒に敷地を取得した場合などで、敷地購入 に係る借入金などがある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書)
- ●補助金などの額を証明する書類(補助金などの交付を受けた場合)
- ※中古住宅、増改築、認定長期優良住宅などの提出書類については滝川税務署へお問い合わせください。



医療費控除を受ける方

医療費控除

必要書類

●医療費控除の明細書

個人ごと、病院別に合計額、医療費を補塡する金額をそれぞれ記入してください。 様式は申告会場または市ホームページ「申請書ダウンロード」から入手できますが、 ノートやメモ用紙へ記載したものでもかまいません。



- ●医療保険者から交付を受けた医療費通知「医療費のお知らせ」
 - ・医療費の領収書は提出不要ですが、5年間保存する義務があり、税務署から求められたときは提示または 提出しなければなりません。
 - ・医療費通知(医療費のお知らせ)に記載のない分は医療費控除の明細書への記入が必要です。医療費通知 の発送時期については、各保険者に確認してください。

医療費控除の対象にならないもの(一例)

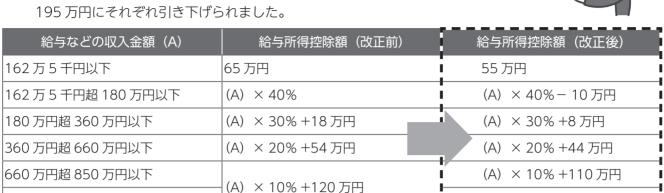
- ◆診断書作成料(文書料) ◆病衣(パジャマ)・冷蔵庫・テレビ利用料など直接医療に関係のない費用
- インフルエンザなどの予防接種代 ◆薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のサプリメント代など

令和2年分の確定申告からの改正点

■給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。
- (2)給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

220 万円



■公的年金等控除の見直し

850 万円超 1,000 万円以下

1,000 万円超

- (1)公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
- (2) 公的年金などの収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされました。

195 万円

(3)公的年金などに係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれ見直し後の公的年金等控除額から引き下げられました。

		公的年金等控除額				
公的年金などの 収入金額(B)		公的年金などに係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超		
65歳未満	130万円以下	60万円	50 万円	40 万円		
	130 万円超 410 万円以下	(B) × 25% +27万5千円	(B) × 25% +17万5千円	(B) × 25% +7万5千円		
	410 万円超 770 万円以下	(B) × 15% +68万5千円	(B) × 15% +58万5千円	(B) × 15% +48万5千円		
	770 万円超 1,000 万円以下	(B) × 5% +145万5千円	(B) × 5% +135万5千円	(B) × 5% +125万5千円		
	1,000 万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円		
65歳以上	330 万円以下	110万円	100万円	90 万円		
	330 万円超 410 万円以下	(B) × 25% +27万5千円	(B) × 25% +17万5千円	(B) × 25% +7万5千円		
	410 万円超 770 万円以下	(B) × 15% +68万5千円	(B) × 15% +58万5千円	(B) × 15% +48万5千円		
	770 万円超 1,000 万円以下	(B) × 5% +145万5千円	(B) × 5% +135万5千円	(B) × 5% +125万5千円		
	1,000 万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円		

■青色申告特別控除額の見直し

取り引きを正規の帳簿の原則に従って記録している方に係る青色申告特別控除の控除額が10万円引き下げられ、55万円となりました。

ただし、仕訳帳および総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備え付けおよび保存を行っているか、その年分の確定申告書などを e-tax を使用して期限内に提出している場合は、引き続き 65 万円の控除が受けられます。

■基礎控除の見直し

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が 2,400 万円を超えるとその金額に応じて控除額が逓減し、2,500 万円を超えると基礎控 除は適用されなくなりました。

合計所得金額	基礎控除額(改正前)		基礎控除額(改正後)	
口引別待並領	所得税	市道民税	所得税	市道民税
2,400万円以下	38 万円 (所得制限なし)	33 万円 (所得制限なし)	48 万円	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下			32 万円	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下			16 万円	15 万円
2,500 万円超			適用なし	

■所得金額調整控除の創設

下記の(1)、(2)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除として控除されるようになりました。 (1)給与などの収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合。

- ア.本人が特別障害者に該当する
- イ,年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ,特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

(2)給与所得控除後の給与などの金額および公的年金などに係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与 などの金額と公的年金などに係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与などの金額 + 公的年金などに係る雑所得の金額) - 10 万円 10万円を超える場合は10万円 10万円を超える場合は10万円

■所得控除などの適用に係る合計所得金額の要件などの見直し

- (1) 同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額が38万円以下から48万円以下に変更されました。
- (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、38万円超123万円以下から48万円超133 万円以下に変更されました。
- (3) 勤労学生控除の合計所得金額要件が、65万円以下から75万円以下に変更されました。
- (4)家内労働者などの事業所得などの所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65 万円から55万円に変更されました。

■未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひ とり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、所得控除の見直しが行われました。

- (1)婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額などが48万円以下)を有する 単身者について、現行の特別寡婦と同一の控除(控除額35万円)が適用されました。
- (2)上記(1)以外の現行の寡婦については引き続き控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族 を持つ寡婦についても所得制限(合計所得金額500万円・給与収入約677万円以下)が設けられます。
- (3) 改正後のひとり親および寡婦について、住民票の続柄に「夫(未届)|「妻(未届)| の記載のある人は対 象外となりました。